最終更新日：2021年2月10日

日本通信株式会社
代表取締役社長　福田尚久
問合せ先：執行役員CFO　小平充　03-5776-1700
証券コード：9424
www.j-com.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つとして認識し、透明性の確保及び経営効率の向上を重視した事業運営に努めています。
当社は監査役会設置会社ですが、指名委員会等設置会社やそのモデルとされた米国型のコーポレート・ガバナンス構造からも積極的に良い面を取り入れ、以下のとおり経営監督機能を強化した体制をとっています。

⑴ 社外取締役が過半数を占める取締役会
代表取締役は経営方針を決定し、業務執行を行いますが、重要な事項については取締役会の承認を得たうえで決定するほか、取締役会により、業務執行に対する経営監視が行われています。
当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表権を有する業務執行取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行に携わる者（以下、「業務執行者」という）からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役が必要であると考えています。また、いかに独立した社外取締役であっても、取締役会の中で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会の過半数を社外取締役で構成することが必要であると考えています。
当社の社外取締役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行者からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能を果たしています。また、社外取締役のうち1名以上は、法律に関する専門的な知見を有する者としています。当社の取締役会は、上記の要件を充足する社外取締役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

⑵ 業務執行体制
取締役会は、法令、定款に定められた事項及び取締役会規程で定められた「重要な業務に関する事項」を決定するほか、取締役の職務の執行を監督します。なお、当社の取締役会は、業務執行取締役2名及び社外取締役5名で構成され、社外取締役が過半数を占めているため、業務執行取締役の業務の執行を監督する機関としての比重が大きくなっています。
当社の業務執行取締役は、いずれも代表権を有しているため、取締役会決議事項以外の事項については、業務執行取締役が意思決定を行います。
当社の業務執行は、取締役会及び代表権を有する業務執行取締役の意思決定に基づき、業務執行取締役及びその業務を補佐する執行役員が推進しています。業務執行体制においては、代表権を有する業務執行取締役（2名）が重要な意思決定を行うための代表取締役会（以下「ＲＤＭ」という）、業務執行取締役及び執行役員（6名）が、主要な子会社の現地役員及び当社常勤監査役の陪席のもとで相互監督及び情報共有を行うための常勤役員会（以下「ＭＢ」という）、並びに、業務執行取締役及び執行役員が業務執行の推進状況等を話し合うためのエグゼクティブオフィス会議（以下「ＥＯＭ」という）という3つの会議体を設置しています。

⑶ 全員が社外監査役である監査役会
当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行を監査する会社法上の機関である監査役が経営の適法性及び適切性を監視しています。当社の監査役は、常勤監査役1名を含む3名全員が業務執行者からの独立性を確保された社外監査役であり、いずれの監査役も、企業経営または行政における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

⑷ 社外取締役及び社外監査役の独立性
当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法の要件を充足するほか、米国における独立性基準に準じ、原則として当社との間で大株主または主要な取引先等としての利害関係を持っていないことを要件としています。また、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。
さらに、当社は、有効なコーポレート・ガバナンスは、社会人として既に相当のキャリアを築き上げた方に、自身の経験を社会に還元し、よりよい未来を作り上げることへの使命感や達成感を目的として、報酬は二の次で社外役員として参加していただくことによって確保することができるものと考えています。この理由は、すでに相当のキャリアを築き上げた方であれば、豊富な知識、経験や高い見識を有していることが期待でき、また、将来のキャリアパスへの影響を考慮して業務執行者の意向に左右される可能性が少ないためです。さらに、会社から生計維持のために必要な報酬を受けている場合に報酬決定権を有する業務執行者の意向に反することは困難を伴いますが、会社に経済的に依存しない立場であれば、業務執行者からのコントロールを受けることなく、真に株主の立場からの監督及び経営監視が可能となるからです。

⑸ 監査機能の連携
監査役の行う業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたるほか、内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室が定期的に業務監査を行っています。法令の遵守についても、顧問弁護士から適宜アドバイスを受け、コンプライアンスの徹底及び強化に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社は、現時点において、株主総会招集通知の英訳は行っていません。しかしながら、当社は、海外投資家が適切に議決権を行使することができるよう、当社ウェブサイトにおいて、企業情報、投資家向け情報、財務情報及び製品情報等について、英文による情報提供をしています。当社

は、海外投資家の比率を踏まえ、当社グループの経営資源の適切な配分を勘案したうえで、引き続き、英語による情報提供の拡充に努めます。

【補充原則3－1－2】
当社は、当社ウェブサイトにおいて、企業情報、創業者及び社長からのメッセージ、経営陣の紹介、当社の使命・目標、事業内容、沿革等について、英語により情報を提供しています。当社は、海外投資家の比率を踏まえ、当社グループの経営資源の適切な配分を勘案したうえで、引き続き、英語による情報提供の拡充に努めます。

【補充原則4－1－2】
当社は、現時点において中期経営計画を策定していません。中期経営計画を策定するためには、過去の事業データや業界の統計が十分蓄積されていること及び将来における事業環境をある程度予測できる必要があります。しかしながら、ＭＶＮＯ事業は当社自身がフロントランナーとして切り拓いてきたものであり、過去の事業データに必ずしも依拠することができないうえ、十分な業界統計もありません。また、通信事業が大手事業者による寡占の進んだ規制業種であることもあり、将来における事業環境について、事業者が予測できる範囲も限られます。
こうした点を踏まえ、当社は、ある程度の合理性を有する中期経営計画を策定できる環境が整うまでは、中期経営計画の策定を見合わせる方針です。
一方で、当社は、長期的なビジョンに基づいた経営戦略及び経営計画を策定し、遂行することを最重要課題として認識し、これに取り組んでいます。当社は、それまでは存在していなかったMVNO事業という新たな事業モデルを考案・提唱し、その実現を推進した結果、今日ではMVNOが一つの業界を形成するまでに成長させることができましたが、これは、当社が長期的なビジョンに基づいた経営戦略及び経営計画を策定し、それを遂行してきた結果であると言えます。

【補充原則4－2－1】
当社の取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計していますが、具体的な報酬額は決定しておりません。取締役の報酬等の決定方針は、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

【補充原則4－3－3】
当社の取締役会は社外取締役が過半数を占めており、社外取締役が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求し、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督する立場から、CEO（代表取締役会長）がその機能を十分発揮していないと認める場合は、CEO（代表取締役会長）を解任する手続きを進めることのできる体制が確保されています。CEO（代表取締役会長）がその機能を十分発揮していないと認められる場合の評価基準を含めた客観性・適時性・透明性ある手続きの確立は今後の検討課題となりますが、当社は、【補充原則4-1-2】に記載のとおり、大手事業者による寡占の進んだ通信業界において、MVNO事業という新たな事業モデルを考案・提唱し、自ら切り拓いてきたことから、長期的なビジョンに基づいた経営戦略及び経営計画の遂行を重要課題としており、CEO（代表取締役会長）の評価基準としては、この達成状況が第一義的に判断されるものと認識しています。

【補充原則4－8－1】
当社は、現時点において、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催することはしていません。しかしながら、当社の取締役会は独立社外取締役が過半数を占めており、また、監査役も3名全員が社外監査役という構成であるため、独立社外取締役は、独立した客観的な立場に基づいて、取締役会の議論に積極的に貢献しています。

【補充原則4－8－2】
当社の独立社外取締役は、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することはしていませんが、取締役会を通じて、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携を図る体制を備えています。なお、当社の取締役会は、上場前から独立社外取締役が過半数を占めており、独立社外取締役はそれぞれ独立した立場で業務執行を監督する役割を果たしているため、「筆頭独立社外取締役」を置く必要性はありません。そもそも、取締役は取締役会の構成員として相互に対等であるうえ、社外取締役は業務執行に携わらないため、他の取締役との指揮命令関係もないことから、上下関係を想起させる「筆頭独立社外取締役」なるものは置くべきではないと考えています。

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役会における多様性の確保を重視しています。ジェンダーの面では、1999年6月から2015年1月までは社外取締役に、2012年6月から2017年11月までは代表取締役常務に女性が在任していました。国際性の面では、当社の創業者である代表取締役会長は主に米国でキャリアを形成し、その経験を踏まえて当社を創業しており、また、当社の取締役の多くがグローバル企業における豊富な経営経験を持っています。監査役についても、1名以上は財務・会計に関する専門的な知見を有する者を選任しています。当社は、引き続き、取締役会を多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めます。

【補充原則4－11－3】
当社の取締役会では、常に、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行っていますが、このような分析・評価を制度化すること及びその結果の概要を開示することについては、取締役会全体の実効性を確保する観点も踏まえて、今後の検討課題として認識しています。

【補充原則4－12－1(i)】
当社の取締役会は、原則として四半期を含む決算時期に合わせて適時に開催するものとしており、また取締役の過半数を社外取締役が占めているため、必ずしも、取締役会の資料を会日に十分に先立って配布することはできません。しかしながら、審議に必要な情報は取締役会資料に限らず随時共有しており、その審議の活性化に配慮をしています。今後も、必要に応じて改善策を検討したいと考えています。

【原則5－2．経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、上記の【補充原則4－1－2】に示した方針に基づき、現時点において中期経営計画の策定・公表はしていません。しかしながら、当社は2005年4月の上場以来、全ての四半期及び年度決算において決算説明会を開催し、代表取締役が自らの言葉で経営戦略及び経営計画を説明し、その映像及び資料は速やかに当社ウェブサイトで公開しています。当社は、それまでは存在していなかったＭＶＮＯ事業という新たな事業モデルを考案・提唱し、その実現を推進した結果、今日ではＭＶＮＯが一つの業界を作るまでに成長させることができましたが、これは、自社の資本コストを的確に把握した上で、長期的なビジョンに基づいた経営戦略及び経営計画を策定し、それを広く株主及び投資家の皆様に向けて分かりやすく発信し続けたことに依拠しています。当社は今後においても、この方針を維持する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4．政策保有株式】
当社は、現時点において、政策保有株式を保有しておらず、今後も、政策保有株式として上場株式を保有する予定はありません。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」に則り、株主総会招集通知及び有価証券報告書において、関連当事者との取引に関する状況を公表しています。また、当社の取締役が自己または第三者のためにする利益相反取引に関しては、会社法の定めに基づき、当該取引に関する取締役会決議による承認及び重要な事実の報告を、取締役会規程において義務付けています。
当社が上記以外の役員及び主要株主等との取引を行う場合の手続及び監視の枠組みの策定に関しては、今後の課題として、取締役会において検討する予定です。
株主総会招集通知 https://www.j-com.co.jp/ir/meeting.html
有価証券報告書 https://www.j-com.co.jp/ir/report.html

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、現時点において、企業年金制度を導入しておりません。今後、当社がアセットオーナーとなる企業年金制度を導入する場合には、その運用にあたっての取組みの内容を開示します。

【原則３－１．情報開示の充実】
(i)経営理念等や経営戦略、経営計画
有価証券報告書において、経営方針・経営戦略等を開示しています。（https://www.j-com.co.jp/ir/report.html）

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「１．基本的な考え方」において、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえた基本方針を開示しています。

(iii)取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書の「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 １．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」において、役員報酬を決定するに当たっての方針と手続を開示しています。

(iv)経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
本報告書の「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 ２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の（3）において、経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続を開示しています。

(v)経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
代表取締役、役付取締役等の経営陣幹部の個々の選任については、取締役会決議後に、適時開示により直ちに公表しています。解任について決議した場合も、適時開示により直ちに公表します。
取締役・監査役候補の指名に当たっては、株主総会提出議案として取締役会で決議を行い、その内容（各候補の略歴を含む）を適時開示及び株主総会招集通知において開示しています。これに加えて、株主総会招集通知においては、取締役・監査役候補の指名理由等を記載しており、また、社外役員については、本報告書においても選任理由を開示しています。
適時開示 https://www.j-com.co.jp/news/index.html
株主総会招集通知 https://www.j-com.co.jp/ir/meeting.html
有価証券報告書 https://www.j-com.co.jp/ir/report.html

【補充原則４－１－１】
当社は、監督機関としての取締役会と、業務執行に関する重要な意思決定を行うＲＤＭ並びに業務執行を推進するためのＭＢ及びＥＯＭを設け、経営の監督と業務執行の機能を分離しています。その概要については、本報告書の「１．基本的な考え方」の（1）及び（2）において開示しています。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
本報告書の「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 １．機関構成・組織運営等に係る事項 【独立役員関係】 その他独立役員に関する事項」において、当社が策定する社外取締役及び社外監査役に関する独立性判断基準の内容を開示しています。

【補充原則４－11－１】
取締役会の全体としての構成に関する考え方は、本報告書の「１．基本的な考え方」において開示しています。
取締役の選任に関する方針・手続については、本報告書の「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 ２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の（3）において、経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続を開示しています。

【補充原則４－11－２】
当社は、取締役及び監査役規程において、常勤役員が会社の許可なくして在任中に他の職務を兼任してはならない旨を定めています。当社は、株主総会招集通知に添付する事業報告において、取締役及び監査役の重要な兼職状況を開示しているほか、有価証券報告書においても、役員の略歴として、他の法人等の役員等としての活動状況を示しています。
当社の取締役・監査役について、他の法人等の役員等を兼任する数は合理的な範囲内であり、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を業務に振り向けることができる体制が整っています。
株主総会招集通知 https://www.j-com.co.jp/ir/meeting.html
有価証券報告書 https://www.j-com.co.jp/ir/report.html

【補充原則４－11－３】
当社の取締役会は、取締役及び監査役総数10名のうち8名が社外役員であり、また、各社外役員は、【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】に記載している通り、様々な分野に関する豊富な知識及び経験を持っています。そのため、当社の取締役会では、各社外役員から数多くの鋭い質問が出され、活発な議論が行われており、取締役会全体の実効性は極めて高いものと評価しています。
このような分析・評価の結果の概要を開示することについては、取締役会全体の実効性を確保する観点も踏まえて、今後の検討課題として認識しています。

【補充原則４－14－２】
当社は、取締役・監査役に対して、就任時のみならず、就任後も継続したトレーニングの機会を設けています。
社外役員については、豊富な経験と高い見識を有する方々に就任していただいていますが、就任時に、当社の事業内容、経営戦略、社内体制、

インサイダー取引規制及びコーポレートガバナンス等に関する研修や説明を行うとともに、就任後には、取締役会及び監査役会への出席を通じて、代表取締役または各担当ファンクションから必要な情報を提供しています。
社内役員に対しては、就任時及び就任後に、経営者として必要なスキル習得のための研修等に参加する機会を提供します。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
(i)株主との対話全般について統括を行う経営陣または取締役の指定
当社は、IR担当取締役を選任していませんが、株主との対話全般については、代表取締役社長がその責任を負い、対話の方針については、RDMによる協議により決定しています。

(ii)対話を補助する社内の各担当ファンクション等の有機的な連携のための方策
株主との対話を円滑に行うため、代表取締役社長がIR担当ファンクションを統括しています。当社は、RDMの方針に基づき、IR担当ファンクションが、ファイナンス担当ファンクション、法務担当ファンクション、総務担当ファンクション等と連携して、株主との建設的な対話の促進に努めています。IR担当ファンクション及び上記のIR関連ファンクションは、四半期毎の決算発表や株主総会等、IRカレンダーにおける各イベントに合わせて、情報共有を図っています。

(iii)対話の手段の充実に関する取組み
当社は、四半期毎の決算発表に合わせて、機関投資家・アナリストを対象とした決算説明会を実施し、説明には、代表取締役があたっています。各決算説明会の資料及び映像は、当社ウェブサイトで公開しています。また、必要に応じて、機関投資家を対象としたIRミーティングの機会を設けており、対話の手段の充実に努めています。

(iv)株主の意見・懸念の適切かつ効果的なフィードバックのための方策
株主との対話において寄せられた意見等は、IR担当ファンクションが内容の取りまとめ及び対応策等の検討を行い、代表取締役社長に報告します。代表取締役社長はRDMにおいて方針を協議するとともに、必要に応じて、取締役会に対して報告を行います。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
当社は、内部者取引防止規程において、当社の役職員が、職務に関して知った内部情報を、職務の遂行上必要と認める者以外の者に伝達してはならない旨を定めており、インサイダー情報が漏洩しないよう、注意を払って株主との対話を行っています。また、別途定めるIRポリシーにおいて「沈黙期間」を設定しており、決算発表前の2週間をIR活動沈黙期間とし、この期間については決算及び業績に関する問合せへの対応を控えています。これらの施策により、情報の格差を縮小し、株主間の公平性を確保しています。

IRポリシー　https://www.j-com.co.jp/ir/ir_policy.html

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	13,122,800	7.98
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	12,928,239	7.87
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3,968,162	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,356,400	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,091,000	1.88
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	3,026,720	1.84
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	2,240,300	1.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,122,639	1.29
池田　誠二	1,700,000	1.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	1,603,100	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。
2．MLPFS CUSTODY ACCOUNTの所有株式数は、当社代表取締役会長三田聖二が実質的に保有しています。
3．日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、当社において把握することができません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社、支配株主または上場子会社のいずれも有しておりません。
その他、当社の個別事情に照らしてコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる特別な事情もありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塚田 健雄	他の会社の出身者											
井戸 一朗	他の会社の出身者											
師田 卓	他の会社の出身者											
寺本 振透	学者						△				○	
山田 喜彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

塚田 健雄	○	―	＜選任理由＞ 塚田氏は、日本移動通信㈱（現　KDDI㈱）の社長を務め、移動体通信業界に精通していることに加え、トヨタ自動車㈱の常務取締役等の職にあったことから、大所高所からの当社の経営監視を図るため、2000年10月、取締役に招聘したものです。 ＜独立性に関する考え方＞ 塚田氏は、当社が策定する独立性判断基準を充足した社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足しています。そのため、当社は、同氏について、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しています。
井戸 一朗	○	―	＜選任理由＞ 井戸氏は、㈱山武（現　アズビル㈱）で代表取締役社長・会長の職にあったことから、経営経験を有する監査役として、2003年6月から、当社の社外監査役として取締役会で有益な発言をいただいておりました。そのため、2006年6月、その経営経験をより生かしていただくため、取締役として招聘したものです。 ＜独立性に関する考え方＞ 井戸氏は、当社が策定する独立性判断基準を充足した社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足しています。そのため、当社は、同氏について、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しています。
師田 卓	○	―	＜選任理由＞ 師田氏は、帝人㈱で代表取締役専務の職にあったことから、経営経験を有する監査役として、2006年6月から、当社の社外監査役として取締役会で有益な発言をいただいておりました。そのため、2013年6月、その経営経験をより生かしていただくため、取締役として招聘したものです。 ＜独立性に関する考え方＞ 師田氏は、当社が策定する独立性判断基準を充足した社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足しています。そのため、当社は、同氏について、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しています。
寺本 振透	○	寺本氏は、2000年7月から2014年3月まで、西村あさひ法律事務所にパートナーとして在籍していました。当社は現在、同事務所から法律顧問等の法務サービスの提供を受けていますが、当該取引の内容及び性質等に照らして、同氏の当社からの独立性に影響を与えるおそれはないと判断しています。 また、当社は、同氏が所属する国立大学法人九州大学に対し、電気通信と知的財産法または情報法との関係等の教育研究を支援する目的で寄付をしています。しかしながら、当該寄付の金額は、同氏に対する取締役報酬と合算しても当社所定の社外取締役報酬基準の範囲内であり、同氏の当社からの独立性に影響を与えるおそれはないと判断しています。	＜選任理由＞ 寺本氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、元弁護士としての豊富な経験と専門知識に加え、法学分野の研究者及び教育者としても幅広い経験を有しています。このような観点から、取締役会の意思決定及び当社の業務執行に有益な助言をいただけるものと考え、2015年６月、取締役として招聘したものです。 ＜独立性に関する考え方＞ 寺本氏は、当社が策定する独立性判断基準を充足した社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足しています。そのため、当社は、同氏について、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しています。

山田 喜彦	○	―	＜選任理由＞ 山田氏は、パナソニック㈱の経営に長年携わり、海外事業や新規事業を含む豊富な経営経験を有しています。このような観点から、取締役会の意思決定及び当社の業務執行に有益な助言をいただけるものと考え、2016年6月、取締役として招聘したものです。また、同氏は、米国の自動車メーカーTesla, Inc.（テスラ）の要職を務めた経験を有しており、その経験を生かした先進的な知見を提供しています。 ＜独立性に関する考え方＞ 山田氏は、当社が策定する独立性判断基準を充足した社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足しています。そのため、当社は、同氏について、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
　会計監査人は、定期的に監査役会に出席し、監査報告及び説明を行うとともに、社外監査役との間で情報共有及び意見交換を図っています。

監査役と内部監査部門の連携状況
　常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を行っています。内部監査の日程は常勤監査役に共有され、常勤監査役は、必要と認めた場合は、適宜、内部監査に出席しています。内部監査室は、内部監査終了後、内部監査報告書を代表取締役社長に提出しますが、内部監査報告書の写しは常勤監査役に提供され、常勤監査役が内部監査の問題点を把握することができる体制となっています。また、内部監査室長は、定期的に監査役会に出席し、内部監査の実施状況及び結果を社外監査役に報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 和司	その他													
松尾 清	公認会計士													
井上 伸一	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 和司	○	―	＜選任理由＞ 渡邊氏は、郵政省（現　総務省）における豊富な行政経験から電気通信業界に通じており、また、民間企業においても取締役として企業経営の経験を有しています。その幅広い見識から有効な監査を行っていただけるものと考え、2017年6月、監査役に招聘したものです。 ＜独立性に関する考え方＞ 渡邊氏は、当社が策定する独立性判断基準を充足した社外監査役であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足しています。そのため、当社は、同氏について、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員として指定しています。
松尾 清	○	―	＜選任理由＞ 松尾氏は、公認会計士として豊富な経験と専門知識を有していることから、取締役会の意思決定を監視し、当社の業務執行に有益な助言をいただけるものと考え、また、監査役のうち1名を会計の専門家とするため、2015年6月、監査役に招聘したものです。 ＜独立性に関する考え方＞ 松尾氏は、当社が策定する独立性判断基準を充足した社外監査役であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足しています。そのため、当社は、同氏について、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員として指定しています。
井上 伸一	○	―	井上氏は、長年、旅客機の機長として多くの乗客の命を預かる重責を担い、また、運航本部を統括する経営者として、安心安全な運航の管理に尽力してきました。その高い専門性と貴重な経験によって培われた見識から、ネットワークを運用する事業者としての当社の業務執行に対して有効な監査を行っていただけるものと考え、2018年6月、監査役に招聘したものです。 ＜独立性に関する考え方＞ 井上氏は、当社が策定する独立性判断基準を充足した社外監査役であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足しています。そのため、当社は、同氏について、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員として指定しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	8 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。
当社が策定する社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準は以下のとおりであり、次に掲げる要件を全て充足する必要があります。
（1）会社法が定める社外取締役または社外監査役の要件を充足すること。

(2) 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足すること。
(3) 原則として、当社との間で大株主または主要な取引先等としての利害関係を持っていないこと。
(4) 様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有すること。
(5) 既に相当なキャリアを築き上げており、当社に経済的に依存する関係になく、また、当社の業務執行者からコントロールを受ける立場にないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、中長期的な業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社及び当社子会社の結束力をさらに高めることを目的として、ストックオプションの付与によるインセンティブ・プランを採用しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社のストックオプションの付与対象者には、監査役も含めています。これは、業務執行と監査とは相反するものではなく、監査が有効に機能することで業務執行の適正性が確保され、企業価値も増大するとの考えに基づいています。また、当社のストックオプションの付与対象者には、子会社の取締役・従業員等も含めています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

当社は有価証券報告書において社内取締役、社外取締役及び監査役に区分して報酬等の総額を開示しています。
前事業年度 (2020年3月期) において当社の社内取締役に支払われた報酬等の総額は305,579千円 (報酬等の種類別の総額：給与281,604千円、社宅23,975千円) 、社外取締役に支払われた報酬等の総額は24,480千円 (報酬等の種類別の総額：給与24,480千円) です。また、当社の監査役に支払われた報酬等の総額は19,608千円 (報酬等の種類別の総額：給与19,608千円) です。
また、当該事業年度において報酬等の総額が1億円以上であった役員について、個別に報酬額を開示しています (個別の報酬額については有価証券報告書に記載しています) 。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．取締役の報酬等の決定方針
(1) 取締役の報酬等についての考え方
当社は1996年の創業時にMVNOという新たな事業モデルを生み出した後、一貫して同事業モデルを実践し、2007年の大手携帯事業者との相互接続や2016年のMVNO規制緩和など、新たなルールを作りながら事業を進めています。このように新たな領域で事業を推進していくには、グローバルな市場で競争することのできる人材が必要です。そのため、当社の取締役会は、取締役の報酬等について、従来の日本企業の枠によるのではなく、グローバルな人材市場における水準とするべきであると考えています。具体的には、取締役の報酬等の水準は、グローバルな市場で競争することのできる人材が、自身および家族に過度の犠牲または負担を強いることなく、当社の業務に専念することができる金額とすべきです。そのうえで、当社の取締役会は、取締役の報酬等が果たす役割について、短期的な利益の追求に向かうインセンティブではなく、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを目指しています。また、持続的な成長を達成しているか否かを判断する指標については、当社は現時点において、MVNO事業モデルを進化させて事業基盤の確立を目指している段階にあることから、定量的な指標ではなく、定性的な指標によるものと考えています。

(2) 取締役の報酬等の構成等
当社の取締役の報酬等は、金銭報酬 (給与) 、非金銭報酬 (社宅) および非金銭報酬 (ストックオプション) によって構成し、各報酬の割合は特段定めないものとします。
このうち、金銭報酬 (給与) は、基本報酬として毎月固定額を現金で支払います。
非金銭報酬 (社宅) は、取締役の社宅賃料のうち当社負担分にあたり、毎月固定額で発生しますが、取締役に対して直接支払うものではありません。
非金銭報酬 (ストックオプション) は、当社の創業時から採用している制度であり、取締役会の決議により、原則として毎年、役員および従業員全員を対象に発行していますが、当社株式が上場する市場環境および会計制度等の影響を受けるため、毎年確定的に発行するものではなく、発行するか否かは、その時点において取締役会が判断します。

(3) 金銭報酬 (給与) の決定方針
取締役報酬のうち、金銭報酬 (給与) の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限 (年額4億8,000万円 (使用人兼務取締役の使用

人給与相当額は含まない)）の範囲内で、取締役会決議により代表取締役会長三田聖二に一任しています。なお、当該報酬総額の上限は、2007年6月26日開催の第11回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち4名は社外取締役）です。
代表取締役会長三田聖二は、代表権を有する業務執行取締役として当社の業績に対する責任を負っており、重要な業務執行として、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定する方針です。

(4) 非金銭報酬（社宅）の決定方針
取締役報酬のうち、非金銭報酬（社宅）の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限（月額500万円）の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づいています。なお、当該報酬総額の上限は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち5名は社外取締役）です。
取締役会は、会社の成長に必要な人材を確保し当該人材の能力を十分に発揮するための住環境を付与することを目的として、原則として通勤の便宜および生活環境を考慮して非金銭報酬（社宅）を決定する方針です。

(5) 非金銭報酬（ストックオプション）の決定方針
取締役報酬のうち、非金銭報酬（ストックオプション）の決定については、取締役会において、当社株式の希釈化率を考慮して新株予約権の発行総数を決定したうえで、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な数を付与することを決定する方針です。

2．監査役の報酬等について
当社の監査役の報酬等には、金銭報酬（給与）および非金銭報酬（ストックオプション）があります。
監査役報酬のうち、金銭報酬（給与）については、株主総会で承認された報酬総額の上限（年額7,200万円）の範囲内で、監査役の協議により決定しています。なお、当該報酬総額の上限は、2007年6月26日開催の第11回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。
監査役報酬のうち、非金銭報酬（ストックオプション）は、上記1．(2) に記載のとおり、毎年確定的に発行するものではなく、発行するか否かは、その時点において取締役会が判断します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現時点では、社外取締役を補佐する担当部門は設置しておりませんが、その時々の取締役会で審議される議案に応じ、代表取締役から事前説明を行っています。
社外監査役についても、担当部門は設置していないものの、監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたっています。常勤監査役以外の監査役については、監査役会において、常勤監査役から適宜情報が伝達されています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要
当社の現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要及び業務執行、監督機能等の充実に向けた施策の内容は、「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方」に、(1) 社外取締役が過半数を占める取締役会、(2) 業務執行体制、(3) 全員が社外監査役である監査役会、(4) 社外取締役及び社外監査役の独立性、(5) 監査機能の連携として記載したとおりです。
また、報酬決定の機能については、「1．機関構成・組織運営等に係る事項　[取締役報酬関係]　報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載したとおりです。

(2) 取締役会及び監査役会の活動状況
取締役会は、2019年度において8回開催され、事業・決算の報告、株主総会提出議案の内容、経営陣幹部の選任、子会社の設立、新株予約権の発行等について審議しました。
監査役会は、2019年度において8回開催され、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室長等と意見交換を行ったほか、監査役選任議案の内容、会計監査人の再任、会計監査人の監査報酬等について審議しました。
2019年度における取締役会及び監査役会への取締役及び監査役の出席状況については、第24回定時株主総会招集通知に添付した事業報告において開示しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
代表取締役、役付取締役等の経営陣幹部の選任については、社外取締役が過半数を占める取締役会において、それまでの経験や実績を総合的に評価し、当社の業務執行を担う能力のある者を選任しています。一方、これらの経営陣幹部の解任については、現時点では具体的な方針及び手続を定めておりませんが、代表取締役、役付取締役等の経営陣幹部が職務を怠り企業価値を著しく毀損させた場合、法令または定款に違反した場合、その他その資質に重大な疑義が生じた場合には、社外取締役が過半数を占める取締役会において、その役職を解くこと、及び、取締役を解任するための議案を株主総会に提出することを審議します。
社内取締役候補の指名については、ＲＤＭが必要な実績及び能力を備えた候補者を選定し、社外取締役が過半数を占める取締役会において、取締役選任議案として株主総会に提出することを審議します。
社外取締役・社外監査役候補の指名については、ＲＤＭが当社の独立性判断基準に合致する候補者を選定し、社外取締役が過半数を占める取締役会において、取締役選任議案として株主総会に提出することを審議します。また、社外監査役候補の指名に際しては、事前に社外監査役のみで構成される監査役会の同意を取得します。なお、当社の独立性判断基準は、本報告書の「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1．機関構成・組織運営等に係る事項 [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」において開示しています。

(4) 監査役監査及び内部監査の状況
監査役監査については、常勤監査役1名を含む3名全員が社外監査役であり、実質的な独立性が確保されています。各監査役は、いずれも企業経営または行政における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことができる体制となっています。また、監査役松尾清は、公認会計士として日本及び米国で長期にわたり会計監査に携わっており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しています。
各監査役は、監査役会が策定した監査計画に基づいて監査を行います。常勤監査役は、取締役会、監査役会に出席するほか、ＭＢに陪席し、必要に応じて内部監査に出席しています。また、定期的に書類の閲覧等を実施することで日常業務を監査しています。非常勤監査役は、常勤監査役と情報交換を行うとともに、取締役会及び監査役会への出席等を通じて監査を実施しています。
内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室（内部監査室長1名により構成）が期初に監査計画を策定したうえで定期的に業務監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しています。

(5) 会計監査の状況
当社の会計監査人は監査法人元和であり、当該監査法人の継続監査期間は、2020年6月24日開催の第24回定時株主総会の終結の時をもって4年間です。

当社の2020年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は星山和彦氏及び山野井俊明氏の2名であり、両氏の継続監査期間は、いずれも7年以内です。また、当社の2020年3月期の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名です。

⑹ 責任限定契約の内容
当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下、「非業務執行取締役」という）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。なお、責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由は、「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方」に、⑴ 社外取締役が過半数を占める取締役会、⑵ 業務執行体制、⑶ 全員が社外監査役である監査役会、⑷ 社外取締役及び社外監査役の独立性、⑸ 監査機能の連携として記載したとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第24回定時株主総会招集通知を2020年5月29日に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	第24回定時株主総会を2020年6月24日に開催。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しています。
その他	株主総会招集通知（参考書類を含む）及び添付書類を、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載しています。 議決権行使結果に係る臨時報告書を当社ウェブサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして作成し、当社ウェブサイトに公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施時期：四半期毎 実施内容：業績、事業内容及び将来の見通しに関する説明	あり
IR資料のホームページ掲載	URL ：https://www.j-com.co.jp/ir/ 掲載資料：決算短信、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR 担当役員：代表取締役社長　福田　尚久	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社では、採用及び配置において、性別による区別なく、能力や適性に応じた人材登用を行っており、昇進についても同様に、実力や成果に応じた評価をしています。当社は、1999年6月から2015年1月まで社外取締役に女性を招聘しており、2012年6月から2017年11月まで代表取締役3名のうち1名（代表取締役常務）に女性を登用していました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムについて、単に法的または財務的な対応にとどまらず、業務の有効性･効率性等の業務改革を視野に入れることで、企業価値の増大を図り、中長期的な投資対効果が見込めるものと考えています。

当社が策定している「内部統制システムに関する基本方針」は、次のとおりです。

Ⅰ 当社グループの内部統制に関する事項

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 社外取締役による牽制
取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍する体制をとる。また、社外取締役のうち1名以上は、法律に関する専門的な知見を有する者とする。
⑵ 内部監査室による監査体制の整備
内部監査室を代表取締役社長直属の組織として設置し、専任者による内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。
⑵ 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃はＭＢの決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、ＭＢはこれに従う。
⑵ 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、ＥＯＭで行う。
⑶ 内部監査室は、ＥＯＭと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
⑵ ＭＢの設置
⑶ ＲＤＭの設置
⑷ ＥＯＭの設置
⑸ 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
⑹ ＲＤＭによる当社グループの月次･四半期業績管理の実施
⑺ ＭＢにおける当社グループの月次･四半期業績の情報共有
⑻ 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー

5. 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 法令遵守のための行動規範を定めるコンプライアンス規程を策定し、その改廃は、ＭＢの決議により、取締役会に報告するものとする。
⑵ コンプライアンス規程の運用は、法務担当ファンクションがこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、ＨＲ担当ファンクションが中心となり、従業員に対する教育及び指導を実施する。
⑶ 内部監査室による監査体制の整備
内部監査室は、法務担当ファンクションと連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
a. 当社の子会社の取締役には、原則として当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上含まれる体制をとる。
b. 当社の子会社の業務執行責任者は、ＭＢにおいて、当該子会社の業績、財務状況その他の重要事項を報告しなければならない。
c. 当社の関係会社主管責任者は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて当社の子会社の役員または従業員に対し資料の提出もしくは報告を求める。
⑵ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」と同様。
当社のリスク管理規程は当社グループを対象とし、ＥＯＭは当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針を決定する。
⑶ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」と同様。
a. 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
b. ＭＢの設置
c. ＲＤＭの設置
d. ＥＯＭの設置
e. 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
f. ＲＤＭによる当社グループの月次･四半期業績管理の実施
g. ＭＢにおける当社グループの月次･四半期業績の情報共有
h. 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー
⑷ 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告する。

Ⅱ 当社の監査体制の整備に関する事項

1. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
⑴ 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
⑵ 監査役スタッフ以外の監査役補助従業員は設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、他の従業員を監査の補助にあたらせることとす

る。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する。

2. 前項の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項
　取締役は、従業員が遂行する監査補助業務の独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

3. 当社の監査役の第1項に定める従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役の職務の補助にあたる従業員は、監査役から監査業務にかかる指示を受けた場合、その指示に関して取締役または他の従業員の指揮命令を受けないものとする。

4. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
⑴　当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制
a. 常勤監査役がＭＢに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役の判断により、他の監査役に報告される。
b. 当社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
c. 当社の役員及び従業員は、コンプライアンス規程に基づき、規程違反について直属の上司または法務担当ファンクションに報告するものとされ、これらの者から報告を受けた業務執行取締役が、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。
⑵　当社の子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
a. 常勤監査役がＭＢに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役から、他の監査役に報告される。
b. 当社の関係会社主管責任者は、当社子会社の役員または従業員からの報告により、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。

5. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社は、コンプライアンス規程において、直属の上司または法務担当ファンクションに規程違反を報告した場合、報告について秘密を厳守し、報告した者に対する報復を禁止する措置をとる旨を定めている。
　当社は、このルールに準じ、監査役に報告をした当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して当該報告を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。

6. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
　監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社所定の手続きに従って当該費用または債務を処理するものとする。

7. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　業務執行取締役及び内部監査室は、必要に応じて、それぞれ監査役会と意見交換を実施するものとする。また、適宜、監査法人にも監査役会との意見交換を求めるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当要求等に対しては、毅然とした態度で対決していく方針です。

この方針に基づき、「コンプライアンス規程」において「反社会的勢力との対決」を掲げ、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則として、一切の関係を持たないことを宣言するとともに、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、いったん要求に応じた時点で、「被害者」ではなく「協力者」となってしまうことについての認識を促し、全従業員に周知徹底しています。

反社会的勢力の排除については、総務担当ファンクションが責任を持ち、関わりを持たないための社内体制の強化にあたっており、取引開始時には、取引先に反社会的勢力排除の観点から問題がないことを確認するプロセスを導入しています。

また、総務担当ファンクションの責任者を不当要求防止責任者に選任し、万一、反社会的勢力による不当要求等の問題が発生した場合には、総務担当ファンクションが中心となって、警察等の行政機関や弁護士等の法律専門家と連携し、迅速かつ組織的に対決する体制を整備しています。なお、総務担当ファンクションは、平素から所管警察署との連絡を密に行うとともに、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 基本方針
当社は、適時適切な会社情報の開示が健全な資本市場の形成に必要不可欠であることを十分に認識し、金融商品取引法等の関連法令及び証券取引所が定める規則に基づき、投資者に公平かつ適時適切な会社情報の開示を行うことを基本方針とします。
(2) 適時開示にかかる社内体制
役職員が重要情報に該当する可能性のある情報を知った場合、遅滞なく、ファンクショナルオーナーを経由して代表取締役社長及び法務担当ファンクショナルオーナーに報告する体制となっています。重要情報の開示の要否、時期及び方法等については、ファイナンス、法務、IR等の社内の各ファンクションからの報告、及び必要に応じて社外のコンサルタント等からの助言を考慮して、代表取締役社長が決定します。
また、適時開示の内容は、代表取締役社長の承認によって確定するものとします。
(3) 適時開示の方法
証券取引所が提供する適時開示情報システムを通じて開示を行います。証券取引所での開示を確認した後、当社ウェブサイトにも掲載しています。
(4) 社内規程の整備
当社は、適時開示に関する規程を定め、重要情報の管理及び報告に関し遵守すべき事項を役員及び従業員に周知しています。

